

議案第 1 1 号資料 美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例及び美里町東日本大震災復興特別区域法第

2 8 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条関係 美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部改正 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 1 9 年法律第 4 0 号)第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法(昭和 3 4 年法律第 2 4 号)第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条及び第 3 条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>美里町工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 1 9 年法律第 4 0 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法(昭和 3 4 年法律第 2 4 号)第 4 条第 1 項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成 1 0 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条及び第 3 条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>字句改める</p> <p>字句改める</p> <p>字句改める</p>

第2条関係 美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第28条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「工場立地法準則」という。)及び美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例(平成24年美里町条例第24号)で定める準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第28条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「工場立地法準則」という。)及び美里町工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例(平成24年美里町条例第24号)で定める準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>字句改める</p> <p>字句改める</p>